

消費税率変更に伴う賃料等支払いの注意点 (消費税の転嫁拒否等の行為:買いたたき)

19-008号
通巻:200

消費税の増税が施行される2019年10月1日まで残り1ヶ月をきりました。前回の8%への増税時に多数の企業が認識不足や無意識のうちに、消費税の転嫁拒否等の『買いたたき』行為に該当していたことによる、消費税増額分を遡って取引先にまとめて支払うことになった事例の一部を、今回ご紹介させていただきます。



□ 「買いたたき」とは？

支払う側において、合理的な理由なく消費税率引き上げ後も、税込の代金を据え置き支払う行為。

又は、消費税率引き上げを見越して、前もって仕入価格を引き下げる行為も該当します。

※内税取引(税込契約)における支払いで買いたたき行為に該当した事例が多いです。

例：事務所を税込賃料で契約していた場合

《引上げ前》

税込賃料100,000円

(税抜 92,593円)

消費税率8%が10%に引上げ後も支払額同じ

税込価格を
据え置き

《引上げ後》

税込賃料100,000円

(税抜 90,909円)

税込賃料101,852円

(税抜 92,593円)

税抜本体価格が下がるので買いたたき

□ 消費税の増税前にご確認していただきたいこと

既に締結されている契約(請負・委託・報酬・賃貸借等)において、下記内容に該当する場合はご注意ください。

- ① **支払額が税込で表記** ⇒ 消費税増税に伴う賃料改定の通知書の送付、又は覚書(例:賃料〇〇円+消費税)の作成
- ② 契約締結時期(2013年10月1日～2019年3月31日迄) ⇒ 経過措置に該当する場合は税率8%
- ③ 契約締結時期(2019年 4月1日～2019年9月30日迄) ⇒ 経過措置に該当する場合は税率8%(例:定期代、電気料金等)

□ 経過措置とは？

契約の時期や内容等によって、消費税10%に増税後も8%の旧税率が適用されること。

⇒契約の種類ごとに要件が異なります。詳細は裏面にてご説明します。

□契約種類別の「経過措置」の適用要件 ※消費税10%増税に伴う④指定日2019年4月1日、⑤施行日2019年10月1日

「請負工事等」

⇒④指定日の前日(3/31)迄に契約を締結し、⑤施行日以降に役務の提供を行う、又は工事完了引渡しを行う場合

「資産の貸付け(賃料等)」 ※リースは別要件になります

⇒④指定日の前日(3/31)迄に契約を締結し、⑤施行日前から⑤施行日以降引続き賃貸借を行っており、
且つ、契約内容が下記①と②、又は①と③を満たす場合。

①期間及び賃料が決まっている②賃料の変更ができる旨の定めなし③期間中の解約申入れができる旨の定めなし

「旅客運賃等」 例:公共交通機関の定期代

⇒⑤施行日前日(9/30)迄に支払い⑤施行日以降も継続して使用する公共交通機関の定期代(例:8/31~11/30)

「電気料金等」

⇒⑤施行日(9/30)前から使用している電気料金等で、⑤施行日から2019年10月31日迄に検針の終了等により
料金が確定している場合。

※上記以外にも経過措置の対象となる場合があります。

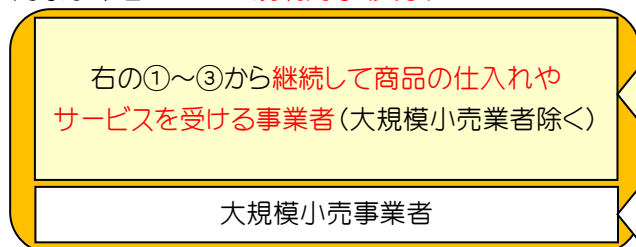
□「買ったたき」に該当する他の事例

- ・支払い先が消費税の免税事業者であることを理由として上乗せせず支払う
- ・引上げ前後で税込価格を据え置くことについての合意書を交わし、価格据え置きで支払う
- ・消費税の端数処理について昔からの慣習で1円以上を切捨て処理をして支払う
(例:建設業等で発注額が税込100,002円となった時に、合理的理由なく税込100,000円で支払う。)
- ・買い手と売り手の双方が税込価格を上乗せせず据え置きで支払う

□「買ったたき」の対象範囲は？

◀ 売 手 ▶

・対象事業者 ◀規制対象(買手)▶



・対象期間

⇒2014年4月1日から2021年3月31日までの行為が対象。

最後に余談にはなりますが、転嫁Gメンによるパトロールも実施されておりますのでご参考までに…。

○転嫁Gメンによるパトロールの実施(2018年9月末日実績)

事業者団体等に対する訪問活動(6,719件) 信用金庫・信用組合に対する訪問(780件実施)

※中小企業庁「消費税転嫁対策特別措置法の概要等について(2019年6月)」引用

～コメント～

本件の場合は無自覚なまま違反行為となる可能性がありますので、現在の契約のご確認をしていただきますようお願い申し上げます。また、経過措置を適用できる場合は、料金据え置きでの支払いでも買ったたきに該当しない場合があります。少しでも不安な点などがあれば問い合わせをお待ちしております。

クラージュ総合会計事務所 小門竜太